

入 間 市 保 育 料 表

必 ず お 読 み く だ さ い

- 4月分から8月分までの保育料については前年度の市民税額で、9月分から3月分までは当年度の市民税額に基づき保育料を算定します。
- 年度の初日の年齢(=クラス年齢)で、その年度の保育料が決定されます。そのため、年度の途中で誕生日が来て、年齢が変わっても保育料は変わりません。
- 保護者以外に家計の主宰者(主に生計を維持する者)がいる場合には、その方を含めて算定します。世帯分離している場合でも同様となります。
- 保護者(父母)が別居している場合でも、お子さまと同居していない方を含めて保育料を算定します。また、離婚後も同居が続いている場合や、婚姻していないが同居している方がいる場合にも、その方の課税状況を含めて保育料算定を行います。
- 離婚前提で別居している場合、離婚調停など法的な手続きをしている場合は、お子さまと同居している方のみで保育料算定できる場合があります。お申し出ください。
- 結婚・離婚(離婚調停中)・同居の開始及び終了等家庭状況に変更があった場合は、保育料が変更になることがありますので、必ず保育幼稚園課までお申し出ください。
- 婚姻歴のないひとり親世帯は、寡婦(夫)控除を適用し再算定ができる場合があります。適用には申請が必要となります該当する方はお申し出ください。(ただし、家計の主宰者が別にいる場合は適用されません。)
- 多子世帯については、保育料が減額・免除になる場合があります。

※1号認定児及び2号認定児(3歳児クラス以上)については、令和元年10月から「幼児教育・保育無償化」の実施により、保育料は無料となりました。ただし、保育料以外に掛かる費用については、従来通り保護者負担となります。また、従来は保育料に含まれていた副食費が、家庭で保育をする場合でも掛かる費用という観点から無償化の対象外となり、保護者負担となります。ただし、世帯収入や兄弟姉妹の状況により副食費も無償化の対象となる場合があります。

【0～2 歳児クラスまで】

| 階層区分 | | 保育料月額（円） | | |
|------|-------------------------------|---------------------|--------|--------|
| | | 0 歳児～2 歳児クラス | | |
| | | 標準時間 | 短時間 | |
| A | 生活保護法による被保護世帯等 | 0 | | |
| B | A を除く、市町村民税非課税世帯 | 0 | | |
| C1 | A 及び B を除く、市町村民税所得割非課税世帯 | 7,400 | 7,200 | |
| C2 | A を除く、市町村民税所得割課税額が次の区分に該当する世帯 | 1 円以上 10,000 円未満 | 8,000 | 7,800 |
| C3 | | 48,600 円未満 | 8,900 | 8,700 |
| C4 | | 60,000 円未満 | 9,900 | 9,700 |
| C5 | | 71,500 円未満 | 11,600 | 11,400 |
| C6 | | 83,000 円未満 | 14,200 | 13,900 |
| C7 | | 97,000 円未満 | 19,000 | 18,600 |
| C8 | | 115,000 円未満 | 24,700 | 24,200 |
| C9 | | 133,000 円未満 | 30,900 | 30,300 |
| C10 | | 151,000 円未満 | 37,000 | 36,300 |
| C11 | | 169,000 円未満 | 42,700 | 41,900 |
| C12 | | 189,000 円未満 | 44,500 | 43,700 |
| C13 | | 209,000 円未満 | 48,400 | 47,500 |
| C14 | | 239,000 円未満 | 49,900 | 49,000 |
| C15 | | 269,000 円未満 | 50,900 | 50,000 |
| C16 | | 301,000 円未満 | 52,000 | 51,100 |
| C17 | | 349,000 円未満 | 53,000 | 52,000 |
| C18 | | 397,000 円未満 | 54,000 | 53,000 |
| C19 | | 397,000 円以上 | 54,500 | 53,500 |